


所管部課		総務部 文書課	部長	広沢 光政		
件名		附属機関等に関する情報のホームページ掲載について			区分	
関係事項	条例規則	東大和市情報公開条例、東大和市情報公開条例施行規則 東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則 東大和市公式ホームページの運営に関する規則				
	部課機関	企画財政部秘書広報課				
<p>1 要旨</p> <p>(1) 趣旨 東大和市情報公開条例第27条における「情報公開の総合的な推進」の取組として、附属機関等（附属機関又は類する会議）に関する情報を、全庁的に東大和市公式ホームページに掲載する。</p> <p>(2) 内容 ア 附属機関等の会議の公開に関する情報（文書課が作成する） 附属機関等とは何か、現在設置している附属機関等の一覧、会議の公開の具体的な内容、会議の公開状況 イ 個々の附属機関等に関する情報（附属機関等の主管課が作成する） 附属機関等の概要、会議の開催日程、会議録・会議資料、公募委員の募集</p> <p>(3) 今後の対応とスケジュール ア 全庁統一的な対応とするため、各課の準備期間を確保して実施する。 イ ホームページの作成については、秘書広報課の協力を得て説明の場を設ける。 ウ スケジュールは、概ね次のとおりとする。 6月中 各課への周知 7月 秘書広報課が開催するホームページアクセシビリティ対応講習会において、各課に対し説明 ※この間、各課で具体的な掲載内容検討・ページ作成 9月1日 ホームページ公開予定（議会への情報提供）</p> <p>(4) 影響及び効果 情報提供施策の拡充が図られ、開かれた市政運営に資する。</p>						
<p>2 経過（現時点に至るまでの経過） 平成29年3月 市政情報コーナーでの附属機関等会議録等一括配置を実施</p>						
<p>3 留意事項（問題点等） 個人情報等の取扱いについて配慮する。</p>						
<p>4 主管部処理案（検討結果等） 本報告後、附属機関等主管課に対し、ホームページ作成依頼を行う。</p>						
<p>5 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。